

川崎都市計画特別緑地保全地区の決定（川崎市決定）

都市計画西生田4丁目特別緑地保全地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
西生田4丁目特別緑地保全地区	約0.2ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

「西生田4丁目特別緑地保全地区」は、多摩区西生田4丁目の市街化区域内に位置し、周囲の緑と一体となって広域的な緑のネットワークを形成している緑地となっています。また、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。

都市計画を定める土地の区域

西生田4丁目特別緑地保全地区

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 追加する部分 | 川崎市多摩区西生田4丁目地内 |
| (2) 削除する部分 | なし |
| (3) 変更する部分 | なし |

経緯書

今回の都市計画決定の経緯

令和5年2月 土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意を得る。

令和6年2月 5日～ 法定縦覧

2月19日

令和6年3月21日 都市計画審議会

令和6年3月28日 告示